

警備業法施行細則及び佐賀県警察行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

### 佐賀県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則及び佐賀県警察行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則  
(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則(平成17年佐賀県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(不認定通知書の様式) 第2条 施行規則第6条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の不認定通知書のとおりとする。 (認定証不更新通知書の様式) 第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の <u>認定証不更新通知書</u> のとおりとする。 (認定証返納等届の様式) 第5条 施行規則第25条に規定する <u>認定証</u> の返納又は届出書の提出は、別記様式第3号の <u>認定証返納等届</u> により行うものとする。	(不認定通知書の様式) 第2条 施行規則第5条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の不認定通知書のとおりとする。 (認定不更新通知書の様式) 第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の <u>認定不更新通知書</u> のとおりとする。 (死亡等の届出の様式) 第5条 施行規則第25条に規定する届出書の提出は、別記様式第3号の <u>死亡等届出書</u> により行うものとする。

別記様式第1号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

不 認 定  
認 定 不 更 新 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 警 備 業 の 認 定 については、次  
認定の有効期間の更新  
の理由により 認 定 をしないので、警備業法 第5条第3項 の  
認定の有効期間の更新 第7条第3項  
規定により通知する。

申 請 者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>		

別記様式第2号（第4条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住所			
代表者の氏名			
認定年月日		認定の番号	第 号
認定を取り消した理由			
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			

別記様式第3号（第5条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

死亡等届出書

警備業法 第12条第1項  
第12条第2項 の規定により届出書を提出します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
主たる営業所	名称		
	所在地		
その他の営業所	名称		
	所在地		
認定をした 公安委員会	公安委員会	認定の番号	第 号
届出事由の 発生年月日			
届出の事由			

備考1 ※印欄は、記載しないこと。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第4号（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※承認年月日	年 月 日

警備員指導教育責任者兼任承認申請書

警備業法施行規則第39条第3項の規定に基づき、警備員指導教育責任者兼任の承認を申請します。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる営業所	名 称				
	所在地				
認定をした公安委員会		公安委員会	認定の番号	第	号
承認申請をする警備員指導教育責任者	氏 名				
	住 所		警備業務の区分	第	号
	資格者証交付公安委員会	公安委員会	資格者証の番号	第	号
上記の者が現在業務を行っている営業所 ①	名 称		警備員数		
	所在地				
承認後業務を兼任することとなる営業所 ②	名 称		警備員数		
	所在地				
上記①、②の営業所間の距離、所要時間、交通機関			○ 距離	km	
			○ 所要時間	時間	分
			○ 交通機関	(	)

備考 ※印欄は、記載しないこと。

別記様式第5号（第7条関係）

第 号			
警備員指導教育責任者兼任承認通知書			
住 所			
氏名又は名称 殿			
年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者の兼任の承認は、次の条件を付して承認する。			
1 警備員指導教育責任者が兼任できる営業所は、次の2の営業所とする。			
(1) 名 称			
所在地			
(2) 名 称			
所在地			
2 上記の2の営業所に所属する警備員の数がいずれも6人以上となった場合は、各々の営業所に専任の警備員指導教育責任者を置くこと。また、この場合は、警備業法第11条第1項の規定による変更の届出を行うこと。			
兼任を承認する指導教育責任者	氏 名		
	住 所	警備業務の区分	第 号
	資格者証交付公安委員会	公安委員会	資格者証の番号
年 月 日			
佐賀県公安委員会 印			

(佐賀県警察行政処分公表に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県警察行政処分公表に関する規則（平成25年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<b>様式その1（第3条関係）</b> 略			<b>様式その1（第3条関係）</b> 略		
	区分	<input type="checkbox"/> 警備業 <input type="checkbox"/> 探偵業		区分	<input type="checkbox"/> 警備業 <input type="checkbox"/> 探偵業
被 処 分 者	<u>認定証・届出証明書番号</u>	略	被 処 分 者	<u>認定の番号・届出書の受理番号</u>	略
	略			略	
略			略		
<b>様式その2（第3条関係）</b> 略			<b>様式その2（第3条関係）</b> 略		
被 処 分 者	<u>認定証番号</u>	略	被 処 分 者	<u>認定番号</u>	略
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。